

セグロウリミバエによる農作物被害を防止するため、防除区域外に出荷する際には移動検査が必要です

【移動制限の内容】

- セグロウリミバエの緊急防除の実施期間が令和9年3月31日まで延長となります。
- 生産者の皆さまは、防除区域（沖縄本島、伊江村、伊是名村、伊平屋村）で生産されたセグロウリミバエが寄生するおそれがある植物（移動制限の対象となる植物）を防除区域外に移動（出荷）する場合には、市町村への検査申請が必要となります（既に検査申請済みの生産者は新たに申請する必要はありませんが、栽培作物・生産園地に変更のある方は変更の申請が必要となります）。
- 植物防疫官等が実施する検査に合格したもののみ、防除区域外への移動（出荷）が可能となります。
- 植物防疫官の検査を受けていない移動制限植物であっても、防除区域内で消費することができます。

緊急防除を行う区域（防除区域）

沖縄本島内26市町村、伊江村、伊是名村、伊平屋村

移動制限の対象となる植物（移動制限植物）

【生果実】

（野菜）

うり科植物（ゴーヤー、カボチャ（ズッキーニを含む）、ヘチマ、スイカ、トウガン、キュウリ、メロン、モーウイ、シロウリ、マクワウリ、ユウガオ、ハヤトウリなど）、いんげんまめ（サヤインゲン）、とうがらし、ピーマン（パプリカ含む）、トマト（ミニトマト含む）など

（注）オクラ、レタス、ナスは、移動制限植物ではありません。

（果樹）

パッションフルーツ、パパイヤ（野菜パパイヤ含む）、ばらみつ、ばんじろう（グアバ）、ドラゴンフルーツ、ふともも、まれいふともも、すもも、なんようざくら、ノニなど

（注）マンゴウ、バナナ、パインアップルは、移動制限植物ではありません。

【花】

上記の野菜及び果樹



セグロウリミバエ成虫



加害されたヘチマ

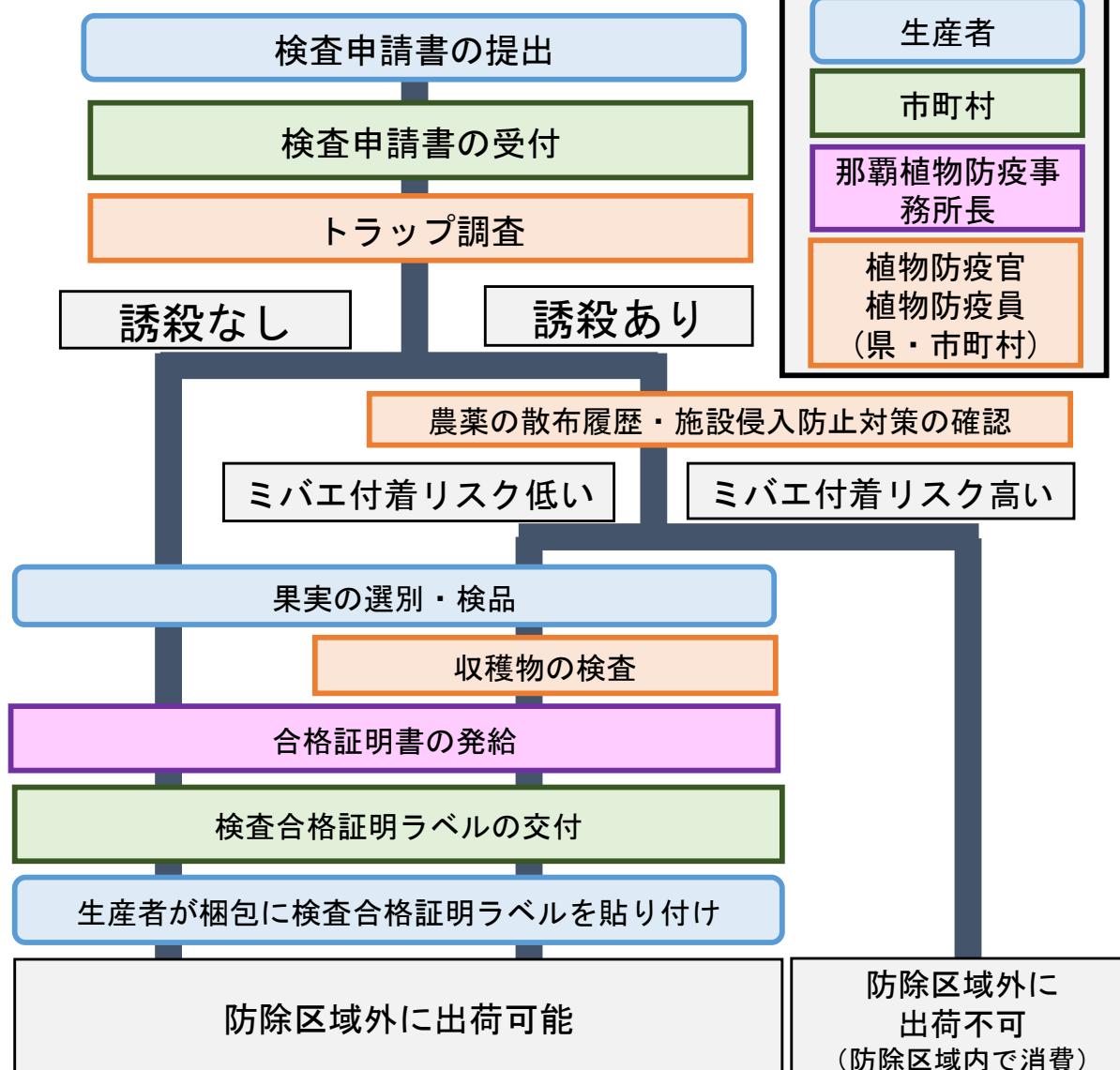
お問い合わせ先

那覇植物防疫事務所 : 098-868-1679

沖縄県病害虫防除技術センター : 098-886-3880

各市町村担当部署

移動検査の流れ



生産者の皆様へのお願い

1. 防除の徹底

- セグロウリミバエが寄生しない防除対策（定期的な農薬散布、侵入防止策を講じた施設や網室、袋掛け等）を実施してください。

2. 移動検査の申請

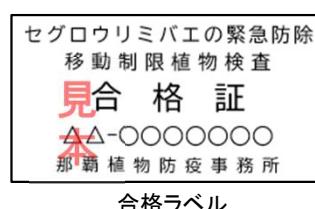
- 防除区域外へ出荷する移動制限植物を栽培する生産者は、市町村への申請が必要となります。

3. 移動検査の実施

- 移動検査は、植物防疫官や植物防疫員（県職員、市町村職員）がトラップ調査と収穫物検査等を実施します。

4. 検査合格証明ラベルの添付

- 検査の結果、合格となった移動制限植物は、市町村から合格証明ラベルの交付を受け、荷口に添付して出荷してください。



5. 疑義情報の連絡

- セグロウリミバエの寄生が疑われる場合には、すぐに裏面のお問い合わせ先にご連絡ください。